

2023.12.01

ESG リスクトピックス <2023 年度第 9 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<企業情報の不正提供>

○企業情報の不正持ち出しに関する個人情報保護法の適用を踏まえた留意点

2023 年 9 月、転職元の名刺情報管理システムのログイン ID、パスワードを不正に転職先の社員に提供し、同システムを第三者が利用可能な状態にしたとして、転職元の元社員が個人情報保護法違反で警視庁に逮捕された。転職元の名刺情報管理システムには、数万件の営業先などの名刺データが保管されており、転職先の社員に共有された ID・パスワードですべて閲覧できる状態になっていた。報道によると、個人情報保護法の不正提供容疑での逮捕は全国で初めて。

企業情報の不正な持ち出しに対しては、一般的に不正競争防止法の適用が考えられる。しかし、第三者に渡すことが前提である名刺に記載された情報は、不正競争防止法上の「営業秘密*」を構成する要件の 1 つである「非公知性」を満たしていないと判断され、同法が適用されなかったと推察される。

一方で、個人情報保護法は、2015 年の改正（2017 年施行）によって、「個人情報データベース等**」を自己または第三者の不正な利益を得る目的で提供したり盗用したりする行為に対し、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられるようになっている***。

このように、個人情報保護法では、不正競争防止法上の営業秘密に該当しない情報であっても、刑罰の対象となる場合があり、企業としては、個人情報保護法が対象とする情報に対しても不正な持ち出しを防ぐための対策が重要となる。

企業においては、自社の営業秘密の管理にあたり、情報管理ルールの策定、従業員や退職者への秘密保持の義務付け、情報へのアクセス制御（アクセス者の制限、外部からの不正アクセスの防止）といった漏えい防止対策に取り組まれているが、今回の事例を踏まえれば、個人情報保護法の適用も想定して、管理対象とすべき情報の範囲を拡大し、対策を講じていくことが求められるといえよう。

- * 営業秘密とは、①秘密として管理されている（秘密管理性）、②事業などに有用（有用性）、③公然と知られていない（非公知性）の 3 要件をすべて満たすもの。
- ** 個人情報データベース等とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された個人情報の集合体であり、コンピューターで検索できるようにしたものや、紙面で一定の規則に従って整理・分類された個人情報を簡単に検索できるように目次や索引を付けているもの。
- *** 個人情報データベース等の不正提供等については両罰規定があり、2020 年の改正により、法人に科せられる罰金刑の最高額が 1 億円に引き上げられた。

<コーポレートガバナンス>

○日本監査役協会が「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」を公表

(参考情報：2023年10月16日付 日本監査役協会 HP

<https://www.kansa.or.jp/news/post-10062/>)

日本監査役協会は10月16日、「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」を公表した。グループ子会社を含めた「グループガバナンス」は多くの企業が注力している一方、監視や監査の目が十分に行き届いていない子会社での不祥事は後を絶たないことから、グループガバナンスをめぐる法整備の状況や親会社と子会社の適切な関係性、双方の監査役に求められる責務などについて、同協会がまとめた。

報告書は、グループ企業の監査役らへのインタビューを行い、子会社の管理体制、グループ全体のリスク管理体制、親会社監査役による子会社の状況把握の実態などについて分析。このうち、グループ全体のリスク管理では、親会社に担当部署を設けたり、グループ全体で規程の整備や委員会の設置を行ったりする会社が多く、子会社の重大なリスクについて親会社に報告し、一体となって管理に努める体制を構築していた。また、親会社の監査役や管理部門の役員らが子会社の監査役を兼務しているケースも多かった。

さらに、グループガバナンスで重要となる親会社監査役と子会社の連携状況についても調査。親会社の監査役は、子会社の主要な会議への参加や議事録を通じて必要な情報を入手していたほか、取締役や監査役との意思疎通の機会を定期的に設けることで情報共有や意見交換を図っていた。親会社の監査役は、子会社にとって話しやすい良好な関係性の構築を重視しているケースが多く、中には、子会社取締役らから本音を引き出すため、子会社に対する監査ではないことを明確にした形で子会社を訪問し、コミュニケーションを試みる工夫をしている事例もあった。

■親会社監査役と子会社との連携事例

子会社の監査役と定例の会議体を設ける
子会社の主要会議に参加し、年度方針や決算報告、リスク認識等の情報を入手する
子会社の取締役会議事録を入手して内容を確認する
テーマを設定し、子会社取締役と面談を実施する
監査ではなく「監査役訪問」として子会社を訪れ、子会社取締役と意志疎通を図る

日本監査役協会「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」より抜粋し弊社で作成

また、注意喚起のため実際に国内のグループ企業で起きた不祥事の実例2件を取り上げ、原因や背景を分析。このうち、国内子会社で水増し請求などの不適切経理が発覚した事例では、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する規程や会議体が親会社にもなく、内部統制システムが機能していなかったことや、親会社監査役による監査が全く行われていなかったことなどが原因だったと指摘している。

報告書は、グループ監査の体制強化のための課題として、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する委員会をグループ全社を含めた形で設置し、ルールを整備と対策を進めることや、親会社がマニュアルの作成や研修の実施などを通じて子会社の監査役を支援することなどを挙げている。

近年、リスクマネジメント体制の構築や情報開示など、グループ全体を視野に入れた取り組み

を求められる場面は増加している。業態や規模、企業風土などが子会社によって大きく異なるケースもあるが、グループ企業はそれぞれの経営形態などに合わせた体制や指針などを確立し、実効性のある取り組みを定着させることが求められている。

<経済安全保障>

○経済産業省が経済安全保障上の課題について民間企業のベストプラクティス集を公表

(参考情報：2023年10月31日付 経済産業省 HP：

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice.pdf)

経済産業省は10月31日、経済安全保障上のリスクに対して企業が実施した対策を収集、整理した「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）」を公表した。

ベストプラクティス集は、2023年6月～8月の間に経済産業省が56社に対して行ったヒアリング調査の内容をもとに、全部で17個のテーマに沿ってまとめている（下表参照）。ベストプラクティス集ではそれぞれのテーマについて、想定されるリスクシナリオや取り組みを行う上でのポイントと企業の対策例を、多くの企業が課題として挙げた「技術流出リスク」「ビジネス環境の予見性低下」の2つの観点を踏まえながら説明している。

<ベストプラクティス17のテーマ>

① 重点的に守るべき技術の特定
② 従業員の情報管理意識の醸成
③ 従業員の副業からの技術流出防止
④ 重要な技術を持つ従業員の流出抑制
⑤ 守るべき情報へのアクセス権の設定
⑥ 原材料等のコードネーム化
⑦ 重要なノウハウを持つ技術者の雇用延長
⑧ 取引先企業の情報管理
⑨ 海外工場で扱う技術・工程の制限
⑩ 経済安全保障の観点から経営判断する体制整備
⑪ サプライチェーン構造・原料調達先の可視化
⑫ 調達先との資本関係形成による安定供給確保
⑬ 調達先の多元化・安定化
⑭ 軍事転用防止
⑮ レピュテーションリスクへの対策
⑯ 契約において盛り込むべき条項
⑰ 適切な契約期間の設定

出典：経済産業省「経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）—第1版—」

記載内容を基に弊社にて作成

ベストプラクティス集は、企業が自社の事業における経済安全保障上の課題を洗い出す際の視点の設定やその網羅性を高めるうえで有用といえよう。加えて、これらの課題に対する対策例も参考にしつつ、対応を検討されたい。

<人権>

○政府有識者会議が技能実習に代わる制度案を公表、外国人労働者の転職制限を緩和

(参考情報：2023年11月24日付 出入国在留管理庁 HP：https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00005.html)

政府の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が11月24日、技能実習制度の廃止と新制度の創設を求める最終報告書案を公表した。

それによると、新制度は「育成就労制度（仮称）」で、制度の目的は「人材の確保と育成」に変わった。現技能実習制度は、途上国への技術移転による国際貢献を名目にしてきた。新制度では、実態に近づき外国人労働者の受け入れる枠組みの性格が明確になった。現行の技能実習制度では原則禁止の転籍（転職）が、1年を過ぎれば同一分野の範囲内で可能になる。転職が極めて困難だった現制度と比べると、制限が一定緩和される。外国人労働者の行動を制限し、搾取や差別的行為の人権侵害の温床になりやすいなどの批判に配慮した。一方で、転職が容易になることで、地方や中小企業から人材が流出するとの懸念に考慮し、「当分の間は分野によって1年を超える転籍制限を認める経過措置を検討する」とした。

転職が容易になる一方で、外国人労働者がだまされるなどのリスクが高まることも懸念される。そこで労働者の人権保護のため、現制度の監理団体に加えて、ハローワークや外国人技能実習機構が連携するよう提言された。

また、現制度では、実習生が来日の際に現地の送り出し機関やブローカーに多額の手数料を支払い、その借金の返済に追われるなどの問題も指摘されている。報告書では、そうした負担を軽減するため、ブローカーや送り出し機関手数料の透明化や受け入れ企業が一定負担する仕組みの導入などを提言した。

外国人技能実習制度は、本来の目的である「技術移転による国際貢献」が薄れ、割安な労働力の供給機能としての実態が顕在化。受け入れ企業における実習生への賃金支払いのトラブルや人権侵害事案が多発しており、米国土務省による人身取引報告書内でも実態を批判されるなど問題視されてきた。

政府は、2024年通常国会に関連法案を提出する予定。

現制度から新制度への主な変更点は以下のとおり。

	【現行】技能実習制度	【新制度】育成就労制度（仮称）
目的	技術移転による国際貢献	人材の確保と育成（基本的に3年の就労・育成期間内に計画的に特定技能1号の技能水準の人材育成を目指す）
受入対象分野	建設・食品製造・繊維・機械金属・農業・漁業など、88職種・161作業	建設や農業など特定技能制度での「特定産業分野」に限定
転籍	原則禁止	就労開始から1年以降に同一分野内に限り可能（就労期間や日本語レベルで制限あり）
特定技能への移行	① 試験ルート 特定技能1号試験 + 日本語N4 ② 技能実習ルート 技能検定3級 等	現行②技能実習ルートが以下に変更 ②'新制度ルート 技能検定3級等 + 日本語N4（または当分の間の相当講習）

監理・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体許可制 ・出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣への通報・申告、相談体制（実習実施者または監理団体の法令違反があった場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習機構の監督指導・支援保護機能強化、相談援助業務追加 ・監理団体の許可要件厳格化 ・監理団体と受け入れ企業の役職員の兼職を制限（外部による監視の強化）、受け入れ企業数等に応じた職員の配置、相談対応体制の強化等
受入企業の対応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・来日のための手数料を企業が分担 ・育成・支援体制等の整備

<気候変動>

○東証でカーボンプレジット市場が開設、「成長志向型カーボンプライシング構想」の一環

（参考情報：2023年10月11日付 日本取引所グループHP

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20231011-01.html>)

10月11日、東京証券取引所でカーボンプレジット市場が開設された。本市場は温室効果ガス（GHG）の排出量を、CO₂量に換算して1t単位で取引するもので、民間企業や自治体など、200を超える団体が参加している（11月10日現在）。初日の取引では3,689tの売買が成立した。市場の売買対象はJ-クレジット*であり、売買区分は「省エネルギー」、「再生可能エネルギー（電力）」、「再生可能エネルギー（熱）」、「森林」、地域版J-クレジットなどを含む「その他」の計5区分となっている。これまでJ-クレジットは相対取引が中心であり、流動性の低さと価格公示がなされない点が課題であったが、今般、取引所取引への移行によりこれらの課題は解消された。

これは、2023年度から開始したGXリーグ**における主な活動のひとつである自主的な排出量取引（GX-ETS）の第1フェーズだ。この取り組みは全3フェーズで構成されており、第1フェーズでは各企業が国内における直接、間接排出量（スコープ1、2）それぞれについて、2025年度および2030年度の排出削減目標を自ら設定する。企業は排出量実績の算定・報告を行い、自ら設定した削減目標を達成した場合は、目標削減量を超過した分をクレジットとして売却できる。一方、達成できなかった場合は、超過削減枠や適格カーボン・クレジットを調達するか、または未達理由を説明するものとしている。ただし、排出量取引に利用できるのは国内の直接排出分に限られる。

GX-ETSは第1フェーズが終了する2025年度までは、企業による自主的な取り組みとされており、2026年度から第2フェーズとして排出量取引制度が本格稼働する。第2フェーズでは、排出削減目標の妥当性を民間第三者が認証する仕組みの導入や、目標達成の遵守義務などの規律の強化が検討されている。

さらに、2028年度からは炭素に対する賦課金制度の導入が検討されている。これは、化石燃料の輸入事業者などに対して、輸入する化石燃料に由来するCO₂の量に応じて、炭素賦課金を徴収するものである。そして、2033年度からは第3フェーズとして、発電事業者に対して、一部有償でCO₂の排出枠を割り当てられ、その量に応じた特定事業者負担金が徴収される。

カーボンプレジット市場の開設は、今年制定されたGX基本方針、GX推進法で提唱されているカーボンプライシング構想の実現に向けた一歩である。企業は、上述の制度強化のスケジュールを踏まえて、脱炭素に向けた取り組みを進める必要がある。

* J-クレジット

省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの利用、森林管理による CO2 の排出削減量や吸収量を、「クレジット」として国が認証する制度。

** GX リーグ

国内企業が GX を牽引していくために、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造を目指すプラットフォーム。

<気候変動>

○世界の化石燃料需要、30年までにピークと予測 IEA

(参考：2023年10月24日付 IEA HP

<https://origin.iea.org/reports/world-energy-outlook-2023>)

国際エネルギー機関 (IEA) は、10月24日に世界エネルギー情勢に関する報告書「World Energy Outlook 2023 (WEO2023)」を公表し、「ピークオイル」の到来時期について、最新の予測を明らかにした。

それによれば、WEO が導入している3つのシナリオのうち、最も将来の温室効果ガス排出量が多い公表政策シナリオ (STEPS) *の場合でも、化石燃料の世界需要は2030年までにピークに達するとの見方を初めて提示した。石油については、電気自動車 (EV) へのシフトが進むことで、世界需要が2030年までに日量約1億200万バレルでピークを迎えると予測した。結果として、世界のエネルギーに占める化石燃料の依存度は約80%から、約73%に低下する。

また IEA は、石油だけでなく天然ガスと石炭の需要もピークを迎えると予測している。3種類の化石燃料の世界総需要は、2022年に過去最大を記録している。石炭需要が増加した主な要因として、中国経済が経済成長のための安定した電源として、積極的な利用を進めていることが挙げられている。化石燃料のなかで最もクリーンである天然ガスのピークアウトは、発電分野において再生可能エネルギーが天然ガスに肉薄していること、ヒートポンプの普及、ロシアのウクライナ進行を受けて加速したヨーロッパの天然ガス離れを踏まえて予測されたものである。しかしながら、エクソンモービルが8月に発表した「ExxonMobil Global Outlook」では、2050年までに20%増加するという、IEA とは対照的な予測がなされており、シナリオによる不確実性が大きい。

IEA は電力を使う場面についても大きな変化があるとしている。電気自動車 (EV) の新車販売は2030年には現在の約10倍になり、化石燃料のボイラーに代わってヒートポンプや電気暖房が普及するとした。ただし、これらの予測は、現時点で各国政府が掲げる政策に基づいたものである。

一方、本報告書では、石油の世界需要はピークを迎えて以降、大幅に減少する訳ではなく、2050年でも日量9700万バレル程度にとどまるとみている。また再生可能エネルギーが世界のエネルギー供給に占める割合は、現在の約30%から2030年には半分近くを占めるようになると IEA は予測している。

IEA は、各国が気候変動に関する公約を「期限内に、かつ完全に」実行すれば、クリーンエネルギーへの移行はさらに加速すると指摘している。しかし、それでも世界の気温上昇を1.5℃に抑えるという国際目標の達成には不十分だと警告した。各国政府は、エネルギー政策への介入をさらに推し進める必要があるとしている。

その上で IEA は、2030 年までの世界戦略を提案している。その柱となるのは、「世界の再生可能エネルギー容量を 3 倍」「エネルギー効率改善率を 2 倍」「化石燃料事業からのメタン排出量を 75%削減」「新興国や発展途上国におけるクリーンエネルギー投資を 3 倍にするための革新的で大規模な資金調達メカニズム」「化石燃料の使用を秩序正しく減少させるための対策（石炭火力発電所の新規認可の停止を含む）」の 5 つである。

WEO2023 では、いずれのシナリオにおいても、化石燃料のピークを迎えることが示された。しかしながら、ウクライナ情勢、パレスチナ情勢、さらには中国経済の成長の鈍化など、化石燃料需給をめぐる不確実な要素は依然として大きい。企業は、公的シナリオの不確実性も考慮しながら、気候変動リスクに対応していく必要があるだろう。

* 各国政府が既にも実施済み、または発表済みの脱炭素政策のみを考慮したシナリオ

<生物多様性>

○「ネイチャーポジティブ」普及で宣言呼びかけ、「生物多様性」の知名度低調で挽回狙う

(参考情報：2023 年 10 月 13 日 環境省 HP：<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/naturepositive/promotion/>)

環境省と経済団体や学識者、関連団体などで構成する「2030 生物多様性枠組日本会議 (J-GBF)」が 10 月 13 日、企業や地方自治体、NGO などに「ネイチャーポジティブ宣言」の登録を呼びかけるホームページを立ち上げた。2022 年開催の国連生物多様性条約締約国会議 (COP15) で採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組みの目標達成に貢献するのが目的。国内での認識が低調な「生物多様性」の現状を挽回し、取り組みに前向きな気運の醸成を狙う。

登録の主体は企業や自治体などを想定。賛同する場合は、環境省の運営する専用ポータルサイト*に登録する。登録の対象は、「ネイチャーポジティブを目指す意図を含む宣言」で、ネーミングやフォーマット、策定プロセス等は自由。ただし、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に含まれる 5 つの基本戦略のうち、少なくともひとつに該当する内容を含むことを宣言の要件としている。この要件に該当するものであれば、新たに「宣言」を作成しなくても、既存の方針なども対象になる。ちなみに、J-GBF は、「ネイチャーポジティブ」を「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことと定義している。

11 月 21 日現在で、ポータルサイトに 11 団体（地方自治体・企業など）が登録している。

「宣言」に、少なくとも 1 つに該当する内容を含むことが必要な、生物多様性国家戦略の「基本戦略」は以下のとおり。

1. 生態系の健全性の回復
2. 自然を活用した社会課題の解決
3. 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済
4. 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
5. 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

J-GBF は行動計画**で、2030 年度までに「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合を 9 割とする」との目標を設置。宣言する企業や自治体などを増やすことで目標達成を目

指したい考え。

ただ、国内で「生物多様性」の理解が進んでいるとは言えないのが現状だ。例えば、内閣府の「生物多様性に関する世論調査」（22年7月）によると、「自然に非常に関心がある」・「関心がある」と答えた合計が75.3%だったのに対し、「『生物多様性』の意味を知っていた」は29.7%に留まった。

J-GBF や環境省は、各組織の取り組みのきっかけに宣言の活用を促したい考え。例えば、自治体で生物多様性地域戦略の策定が難しい場合などを想定する。その上で、宣言を行った組織の取り組みの質向上を図るため、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）による段階認証制度の創設や実行支援などを検討している。

* <https://www.jgbf-npdeclaration.iucn.jp/>

** <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/naturepositive/>

<情報開示>

○ESG投資「知らない」が個人投資家の過半超、経年でも認知広がらず、日証協調査

(参考情報：2023年10月18日付 日本証券業協会 HP：

<https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/2023kozintoushika.pdf>)

日本証券業協会が10月18日に公表した2023年の「個人投資家の証券投資に関する意識調査」（概要）によると、ESG投資を「知らない（聞いたこともない）」とする回答が全体の50.6%で、個人投資家の半数以上がESG投資を認知していないことが分かった。また、過去2年の結果でも認知度はほぼ横ばいだった。近年、国内でも社会的責任投資の急拡大が言われる一方で、個人投資家の認知は進んでいない実状が明らかになった。

日証協は2021年の調査から「ESG投資の認知状況等」の項目を新設した。ESG投資を「知らない」と回答した比率は、21年が51.6%、22年が50.9%。個人投資家のESG投資の認知はほとんど広がらず、調査開始以来ほぼ横ばいで推移している。

①ESG投資を知っており、関連金融商品に投資したことがある（3.6%）②知っており興味もあるが、ESG投資を行ったことはない（13.7%）③知っているが特に興味はない（14.6%）——の3つの回答者が「ESG投資の内容を認知している者」とした場合、合計で全体の30%超。世代別にみると、20代～30代では、この3つの回答の合計は38.1%となり、全体の中でやや高かった。また、ESG関連金融商品の購入者の割合を年収別にみると500万円未満が51.6%を占めた。ただし、母数の回答者の年収分布は均等ではないため単純な比較はできない。

本調査は23年7月12日～15日の期間中に、全国20歳以上の有価証券保有者5,000人を対象にインターネットで実施した。

<サイバーセキュリティ>

○攻撃者に「都会」も「田舎」も関係なし、国内全域で被害が発生 JNSA 調査

(参考情報：2023年10月24日「サイバー攻撃被害組織アンケート調査（速報版）」

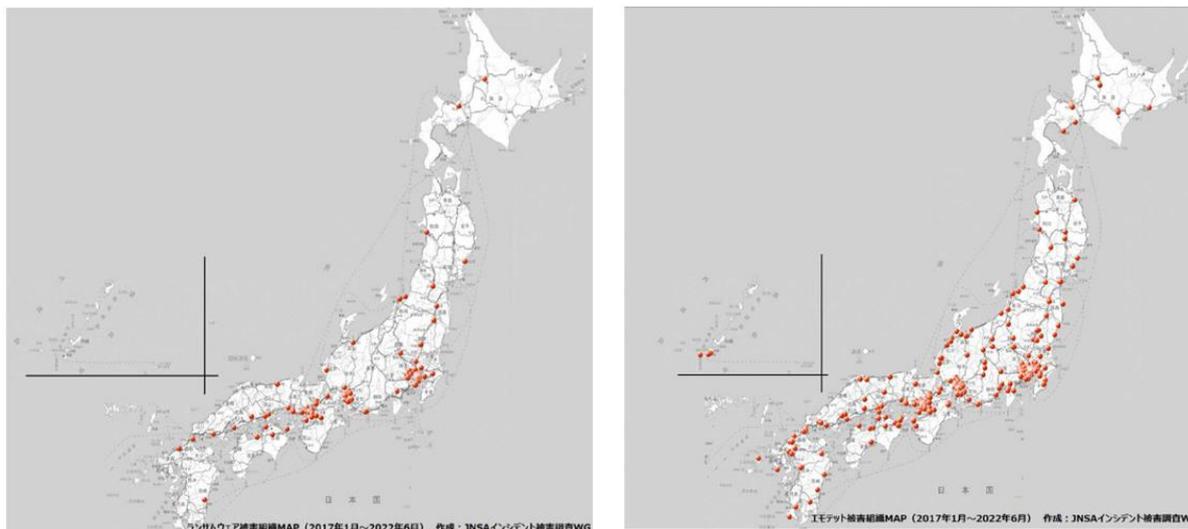
<https://www.jnsa.org/result/incidentdamage/2023.html>)

特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）の調査研究部会インシデント被害調査ワーキンググループ（以下、「本WG」という）は4月25日、「サイバー攻撃被害組織アンケート調査（速報版）」を発表した。調査の結果、ランサムウェアやエモテット感染被害は日本全国で発生していることが判明した。

本WGは、2021年に「インシデント損害額調査レポート」を公開。インシデント発生時の各種対応等によって実際に生じるコスト（損害額・損失額）について、各種対応のアウトソーシング先である各事業者への調査により明らかにしてきた。本WGでは、国内のサイバー攻撃の被害組織において実際に生じたコストを調査するため、2017年1月から2022年6月までの5年半の間に、新聞やインターネットメディアなどの報道ほか、被害組織がウェブサイトで公表したお知らせ・報告書等から国内で発生したサイバー攻撃情報を収集し、サイバー攻撃の被害組織の法人名、所在地等を調査・リストアップした。その数は約1,300にも及ぶという。さらにその被害組織にアンケート調査を実施、年別被害件数の推移、サイバー攻撃の種別構成、被害組織のマッピング、攻撃種別ごとの被害金額の内訳や対応に要した組織の内部工数などを本調査で取りまとめた。

調査の結果、サイバー攻撃に遭った国内組織の数は年々増加していることが分かるが、調査対象のリストアップ方法から、取引先や顧客への影響に鑑みてサイバー攻撃被害にあったことを報道・公表する組織が年々増加していることも推測される。

また、攻撃被害にあった組織をマッピングすると、日本全国で被害が発生していることも判明した。



出典：JNSA「サイバー攻撃被害組織アンケート調査（速報版）」左：ランサムウェア感染、右：エモテット感染した組織を日本地図にマッピング

都道府県別の企業数（中小企業庁2016年統計）を分母としたエモテット感染被害組織の割合を見ると、上位10は以下のとおりとなった。インターネットの世界において、海外の攻撃者が日本

の特定の地域を狙うとは考えにくく、セキュリティ対策の強固な企業等は直接攻撃せずに、それ以外のセキュリティ対策が脆弱なサプライチェーン上の企業等を最初の標的とし、そこを踏み台として顧客や上流プロセスの関連企業等、本命の標的を狙う攻撃が増加している。今後も企業規模を問わず日本全国の組織がターゲットになる可能性がある。

順位	都道府県名
1位	東京都
2位	和歌山県
3位	京都府
4位	鳥取県
5位	徳島県
6位	大阪府
7位	愛知県
8位	岡山県
9位	山口県
10位	福井県

出典：JNSA「サイバー攻撃被害組織アンケート調査（速報版）」をもとに弊社にて作成

本調査は、2023年内に公開される「インシデント損害額調査レポート（第2版）」の別紙「サイバー攻撃被害組織アンケート調査」の速報版として位置づけられる。本WGは調査レポート第2版の公開に向けて、前回レポートを踏襲しつつインシデントレスポンス事業者等のアウトソーシング先へのヒアリングを拡充、あわせてアンケート回答企業・組織のうち任意の組織に対してインシデントの概要（侵入経路、被害内容等）を追加ヒアリングする予定である。

<サイバーセキュリティ>

○全米サイバーセキュリティ啓発月間で国際ランサムウェア対策イニシアチブが共同声明発表

（参考情報：2023年10月1日付 北米サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁

「Cybersecurity awareness month」<https://www.cisa.gov/cybersecurity-awareness-month>）

米国大統領と議会は、10月を全米サイバーセキュリティ啓発月間と制定しサイバーセキュリティ対策を推進しており、制定から20周年を迎えた。本年度は、インターネット利用におけるリスク軽減を目的とした市民のセキュリティ強化へ向けた行動を奨励した。また、啓発月間の期間中には、ランサムウェアやフィッシング詐欺などの世界規模で問題となっているサイバー脅威への対応に関する国際会議が開かれ、対策が議論された。

ホワイトハウスは、期間中に国際ランサムウェア対策イニシアチブ（以下、CRIという）を開催し、共同声明を発表した。日本をはじめ50を超える国、政府組織がメンバーとして参加し、①ランサムウェアに対する集団的な耐性を構築する、②ランサムウェアの実行力を削ぎ、攻撃者を追及するために協力する、③ランサムウェアのエコシステムを支える不正資金に対抗する、④ランサムウェア攻撃から身を守るために民間セクターと協力する、⑤ランサムウェアの脅威のあらゆる要素にわたって国際的な協力を継続することに、メンバーが共同で取り組むことを再確認した。特筆すべきは、加盟国政府は攻撃者にランサム（身代金）を迫られても支払うべきでないと言明する、史上初のCRI共同政策声明である。米国財務省は、ランサムウェアを使った攻撃者が使用する不正な暗号通貨に関するデータは、すべてのCRIメンバーと共有すると誓約してい

る。また、不正な暗号通貨のブラックリストの共有と、加盟国政府やそのライフライン部門がランサムウェア攻撃を受けた場合、インシデント対応で CRI メンバーを支援することも約束している。

CRI と関連し、北米サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁 (CISA)、 アメリカ国家安全保障局 (NSA)、連邦捜査局 (FBI)、the Multi-State Information Sharing and Analysis Center (MS-ISAC) は、#StopRansomware Guide* (以下、本書という) を更新した。本書は、拡大するランサムウェア攻撃の脅威に対処するためのガイダンスであり、攻撃の検出、予防、対応、回復における有効な手法を解説している。また、CISA、NSA、FBI、MS-ISA は、フィッシング詐欺を防ぐためのガイダンス(CSI-PHISHING-GUIDANCE **)も公表し、同脅威への対策を示した。

サイバー空間に国境はなく、北米におけるサイバーセキュリティ啓発の取り組みは日本においても有効である。#StopRansomware Guide、CSI-PHISHING-GUIDANCE は、ステップごとに実施すべき事象を詳細に示しており、サイバーリスク軽減を目的とした企業の取り組みに利活用しやすい。すべての企業、さらには一人一人がサイバー攻撃の脅威とセキュリティ対策の重要性を認識し、その上で行動を起こすことが重要であり、参考とされたい。

* 2023 年 10 月 19 日更新 CISA,NSA,FBI,MS-ISAC 「#StopRansomware Guide」

<https://www.cisa.gov/resources-tools/resources/stopransomware-guide>

** 2023 年 10 月発行 CISA,NSA,FBI,MS-ISAC 「CSI-PHISHING-GUIDANCE.PDF」

<https://media.defense.gov/2023/Oct/18/2003322402/-1/-1/0/CSI-PHISHING-GUIDANCE.PDF>

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023